

第1回輸入畜産物検査に関する検討会

平成20年11月11日（火）

1. 開会

○町田課長補佐 動物や畜産物を介して家畜の伝染性疾病等が国内に侵入することを防止するため、動物及び畜産物輸入検査を実施しております。当検討会では、畜産物の検査手法のうち、特に検査対象物の抽出方法についてご議論いただき、一定の方向性を定めて頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、配付資料の確認をお願いします。皆様にお配りした封筒内に入っておりますが、表紙に続き、配布資料一覧とありまして、次に出席者名簿、座席表、議事次第、資料1としては「我が国の検疫制度」と、資料2「輸入畜産物検査に関する検討会の設置要領」、資料3「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」、資料4「畜産物検査適正化の検討について」の資料が配られていると思いますが、お手元にはない資料等がございますか。よろしいでしょうか。最後に、第2回検討会日程調整表については、本日16時半頃、事務局の方で回収させていただきますので、それまでにご都合のよい日に○、悪い日に×をご記入いただきますようお願い致します。

それでは、本日の検討会の予定について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。本日の検討会ですが、2部構成となっております。まず第1部といたしまして、動物検疫制度の概要、特に畜産物の検査を中心に、説明させていただきたいと考えております。その後、実際の検査現場、本日は家畜防疫官が指定する検査場所のうち、主要なものの一つ芝浦の五十嵐冷蔵センターにおきまして、現物検査の検査現場をご視察願いたいと考えております。現地視察の後に、再びこちらに戻って頂いて、第2部として検討会を開催させていただきたいと考えております。第2部につきましては、15時半から約2時間の予定をしておりますが、公開とし、傍聴希望者の方に会場に入って頂きますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。また、冒頭に報道関係者によるカメラ撮りが入る場合もありますので、併せてご了承願います。

それでは議事に移りたいと思っております。議事次第の2、消費安全局動物衛生課長よりご挨拶差し上げます。

2. 動物衛生課長挨拶

○姫田動物衛生課長 動物衛生課長の姫田でございます。どうも皆様方お忙しい中ありがとうございます。とうございます。

今、事故米など食品の安全に関して、非常に世の中が騒がしい状況になっております。私たちの課は動物衛生を担当しており、海外から来る輸入畜産物を介した家畜の伝染病を防ぐ、そして国内においては、国内の防疫、もう一つは国内の農畜産物の安全性を確保していくということが仕事となっております。

最近の議論の中では、表示やトレースをすれば安全といった、科学とはかけ離れたところで食品の安全が議論されているのではないのかと私は危惧しております。一方では、我々も、従来からこうやってきたからと科学的な根拠なく行っているものも多々あるのではないかと考えている次第でございます。

今回、行政監査の中で、いわゆる私どもが行っている畜産物検査のサンプリングについて、必ずしも無作為性が確保できていないと指摘がございました。今回、それを見直すということが一つですが、その他に、やはりサンプリング手法について科学的に一定の正確性をもって見直していこうではないかというのが今回の考え方でございます。それで今回、先生方に入って頂いて、初心に帰ってご議論いただき、そして私どもは良いものを作っていきたいと考えている次第でございます。基本的には、皆様方の検討会で、科学者ではない方を入れることは多々ありますが、今回は科学者ではない人は排除するという事を考えております。ですから、そういう意味で、業界の方あるいは消費者の方々を入れないで、基本的に科学に基づいてご議論いただくということでございます。一方で、今日オブザーバーに来て頂いておりますけれども、現実の世界も皆様方知って頂く必要がありますので、倉庫業界の方々にも来て頂いて、現実の流れというものを知って頂いて、その中でご議論いただくと考えている次第でございます。

そして、今日、皆様を長く拘束して、お忙しいなか失礼ですが、現場を見て頂いてから、ご議論を始めていただければと考えている次第でございます。皆様方の活発なご議論をお願いしたいと考えているところでございますし、私どもも出来る限りの情報提供をさせていただきますので、本日の議論が実のあるものとしていただきますよう、私の挨拶とさせていただきます。

3. 専門委員及びオブザーバー紹介

○町田課長補佐 それでは議事次第3に移らせて頂きたいと思います。委員及びオブザーバーの皆様を五十音順に紹介させていただきたいと考えています。まず京都大学大学院農学研究科教授祝前専門委員でございます。

○祝前専門委員 祝前です。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 次に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所疫学研究チーム上席研究員筒井専門委員でございます。

○筒井専門委員 筒井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 農林水産政策研究所主任研究官樋口専門委員でございます。

○樋口専門委員 樋口です。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 国立医薬品食品衛生研究所食品部長松田専門委員でございます。

○松田専門委員 松田でございます。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 東京大学大学院農学生命科学研究科教授眞鍋専門委員でございます。

○眞鍋専門委員 眞鍋です。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 独立行政法人農業環境技術研究所主任研究員山村専門委員でございます。

○山村専門委員 山村です。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 そして、本検討会で専門的なご助言をいただくためオブザーバーとして参加いただいている方々をご紹介させていただきます。社団法人日本冷蔵倉庫協会業務部長伊藤様でございます。

○伊藤オブザーバー 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 社団法人東京冷蔵倉庫協会畜産専門部会座長吉田様でございます。

○吉田オブザーバー よろしく申し上げます。

○町田課長補佐 国立医薬品食品衛生研究所食品部第3室長渡邊様でございます。

○渡邊オブザーバー 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○町田課長補佐 以上の皆様で本検討会を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議題の4に行きまして、輸入畜産物の現場視察に先立ちまして、動物検疫制度について事務局から説明していただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

4. 我が国の動物検疫制度について

○田中企画連絡室長 動物検疫所の田中でございます。資料1に基づきまして、我が国の動物検疫制度を今からご議論いただく、またご視察していただくに先立ちまして、動物検疫制度についてご紹介、ご説明を致したいと思っております。

それでは早速1ページ目をめくっていただきまして、私ども動物検疫所では、空海港での水際阻止を業務としております。そうした動物検疫の目的といたしまして、大きく3つに分けられると考えております。1番目は、畜産物の振興ということで、主として家畜伝染病予防法に基づきまして、外国から輸入される動畜産物を介して家畜の伝染性疾病が日本に侵入する事を防止するという点でございます。それから、外国に対して家畜の伝染性疾病を上げおそれのない動畜産物を輸出するという点でございます。2番目は、公衆衛生の向上という観点でございます。そのうちの1点目は感染症予防法に基づきまして、輸入されるサルを介してエボラ出血熱等の感染症が国内に伝播することを防止することです。2点目は、狂犬病予防法に基づきまして、輸出入される犬猫などを介して狂犬病が国内に伝播することを防止する点でございます。3番目、ブルーのところでございますが、水産資源の保護ということで、水産資源保護法に基づきまして、輸入される水産物を介して防疫対象疾病が日本国内に侵入することを防止するという点でございます。水産資源保護の観点について、これは輸入についてのみです。感染症予防法も輸入部分のみが法の対象となっております。それ以外の部分については、輸出入が対象となっております。

2ページ目にいきまして、業務を行っている動物検疫所でございますが、組織体制としてはここに掲げてあるとおりでございます。横浜に本所をおきまして、オレンジ色部分の成田から沖縄までの6箇所には支所を設置しております。ブルーの所が出張所になり、17出張所、6分室ということになっております。赤い星印がある所には、動物の係留検査を行う隔離施設がございます。全国の拠点として、表の下の所に家畜防疫官の推移が書いてございますが、平成20年は345名の家畜防疫官、いわゆる検査員が全国で業務に当たっております。

3ページ目にいきまして、動物検疫所が取り扱う法律ということで、先ほどの説明と重複しますが、一つ目は家畜伝染病予防法でございます。目的は先ほどご説明しましたが、検疫対象疾病として監視伝染病に限定しております。口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラ、BSE等々97種類の病気を法律で規定しておりまして、それらを対象に、検疫を行って

おります。二つ目は狂犬病予防法でございますが、対象としている疾病は狂犬病でございます。

4 ページ目にいきまして、三つ目は感染症予防法になりまして、検疫対象動物はサルということで、対象疾病についてはエボラ出血熱、マールブルグ病を国内に持ち込まないというようなところでございます。それから、水産資源保護法について、主な検疫対象物として、こい、きんぎょ、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお、さけ科魚類の発眼卵、くるまえび属のえび類の稚えびを対象としております。検疫対象疾病についても、記載していますように、コイ春ウイルス、コイヘルペス、ウイルス性出血性敗血症、イエローヘッド病、その他7疾病を対象としております。

5 ページ目にいきまして、畜産物の輸入検査に的を絞ってご説明をさせていただきたいと考えておりますが、そのもとになります家畜伝染病予防法についてご説明させていただきます。家畜伝染病予防法の大きな柱として、輸入禁止制度が設けられております。輸入検疫を考えていく上での対象疾病として、口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラという家畜衛生上非常に悪性度が高く国際的に重用視されている、これら3疾病の発生状況によりまして、輸出国地域を3つのカテゴリに区分しております。下の方に3つのカテゴリを整理してございますが、一番上の部分、この地域は口蹄疫等の悪性伝染病の発生がある又は防疫体制が十分に整備されているとは認められない地域ということで、これらの地域からは偶蹄類の動物、受精卵、精液、ソーセージ、ハム、ベーコン、肉、臓器、稲ワラ等については原則輸入禁止という扱いをしております。ただし、肉、臓器、ハム、ソーセージ、ベーコン、稲ワラにつきましては、一定の加熱処理基準に従って加熱されたものについては輸入可能となっております。二番目に、その下の地域でございますが、これらの地域、防疫体制が整備されており、当面悪性伝染病の発生はないと考えられるが、発生のおそれを否定することができない地域ということで、シンガポールを始めとする5地域が指定されております。一番上の地域に比べると、清浄性が少し高いというようなことになるかと思われます。そういった地域からは偶蹄類の動物、受精卵、精液、ソーセージ、ハム、ベーコンについては輸入可能ですが、偶蹄類の肉、臓器、稲ワラ等については輸入禁止、ただし一番上の地域と同じように一定の加熱処理基準に従って加熱処理されたものについては、輸入可能となっております。一番下の地域については、清浄地域と言われている地域でございますが、相当期間の悪性伝染病の発生がない、かつ防疫体制が整備されており、悪性伝染病が発生するおそれが極めて少ないと考える地域で、韓国、オーストラリア等々36

地域が指定されております。偶蹄類の動物、受精卵、精液、ソーセージ、ハム、ベーコン、偶蹄類の肉、臓器等について輸入可能、稲わら等について検疫が不要というようなことにしております。

6 ページ目にいきまして、家畜伝染病予防法では、畜産物だけでなく生きた動物についても検疫の対象としております。先に、生きた動物についての検疫の仕組みについてご説明をさせていただきます。先ほど、前のページで説明しましたように、悪性伝染病の発生源地域からは輸入禁止ということにさせていただいております。それ以外の地域からは、出国検疫を経て日本に輸入されてくるわけですが、その前提としては、日本国政府との間で輸入条件を綿密に取り交わし、それに基づきまして輸出国で検疫を行う形をとっております。無事、輸出国で出国検疫を受けたものが、日本に輸入されてくるわけですが、日本到着時に私ども検査官が船や飛行機に赴きまして、動物の状態、輸出国の発行する証明書の添付状況等々を確認し、私どもの係留施設に収容するという流れになります。その後、収容された動物は、輸出国で証明されている動物か否かの個体確認作業を行い、それから様々な検査材料を採り、精密検査をいたしまして、最終的に病気に罹っていないことを確認していくという流れになります。検査の結果、特に問題がなければ「解放」となり、輸入検疫証明書を交付しまして、それぞれの仕向地、仕向農場に輸送されていくということになります。残念なことに不合格ということになれば、一部は返送になることもあります。基本的には殺処分となり、その後、病理学的な検査等を行うこととなります。

動物の種類によって、我々の施設での係留期間が若干異なります。右の方に動物毎の係留期間を載せてございます。偶蹄類の動物、牛、豚、めん山羊といったものについては、比較的長く、輸入15日、輸出7日間の係留期間を設けております。馬では10日間、鶏等々の鳥類は10日間、初生ひなについては14日間を基本としております。当然、病気の疑いがあるものについては、疑いが晴れるまで期間を延長して係留検査をするという仕組みとなっております。

次のページにいきまして、輸入畜産物の検査の流れについてご説明させていただきます。先ほどご説明を申し上げていますように、病気の発生状況によって清浄国と発生国に国地域を区分しています。悪性伝染病の清浄国からは家畜以外に、肉、臓器、それらを原料とするハム、ソーセージ、ベーコン等の畜産物については、基本的には加熱等々の処理をすることなく、輸入することができることになっております。そういった場合でも、我が国

と輸出国政府との間で家畜衛生条件を取り決めます。家畜衛生条件では、様々な衛生措置について綿密に条件を取り交わしまして、条件が満たされることが前提となっております。それから悪性伝染病の発生地域からは、偶蹄類の動物以外に、肉、臓器、ハム、ソーセージ、ベーコン、穀物の稲わら（乾草）については輸入禁止ということになりますが、農林水産大臣の指定する施設において、基準を満たした加熱処理、例えば蒸気、煮沸、湯煎等の処理をしたものについては輸入可能となります。このような場合についても、輸出国との間で家畜衛生条件が締結されることが前提となっていることは言うまでもないことです。

2 ページ目にいきまして、そう言った前提のもとで、二国間で締結しました家畜衛生条件に基づきまして出国検査を受たものが、我が国に到着しますと、輸入者又はその代理の方によって輸入検査申請書が動物検疫所に提出されます。実際、船に積んだ状態では検査できませんので、私どもが指定した指定検査場所に搬入していただき、その上で検査を行うという流れになります。先ほど、司会の方からお話がありましたように、これからご視察していただく芝浦の五十嵐冷蔵センターは、その指定検査場所の一つでございます。実際は、こういった指定検査場所に搬入されますと、コンテナの状況や輸出国でなされたコンテナの封印を確認し、貿易関係の荷物リストと中身の照合確認を行うような形をとっております。その中でリストと異なるものが出てくれば、当然のことながら、動物検疫所に報告されてくる流れになっております。申請者から輸入検査申請をしていただくと、輸出国政府機関が発行する、いわゆる検査証明書が添付されます。検査証明書の内容が二国間で取り決められた衛生条件と合致しているかどうかについて、検査官が書類審査を行います。全ての畜産物の申請について証明書を審査することになります。書類審査の後に、現物を見させていただくこととなりますが、家畜の重要疾病の発生状況に応じまして、いわゆる清浄国と見なされる地域については、抽出検査を行っております。一部の清浄国から輸入されるハム、ソーセージ、ベーコンについては申請の30%、肉類、臓器については申請の60%について抽出検査をさせていただいております。一方、悪性伝染病の発生国・地域から輸入されるものについては、基本的に加熱処理を行ってきませんが、これらについては全申請について検査を行う形になっております。現物検査の結果、必要に応じて精密検査や消毒措置を行っております。書類審査、現物検査、精密検査などを経まして、特に問題がなければ合格ということで輸入検疫証明書を発行し、通関が行われ、国内へ流通されていくこととなります。何か問題があれば不合格となり、焼却や返送の手続きがとられます。

畜産物の輸入検査の流れについて、駆け足でしたが、以上でございます。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

5. 専門委員等による動物検疫畜産物検査視察

於：五十嵐冷蔵芝浦物流センター

○町田課長補佐 ありがとうございます。質疑応答につきましては、後ほど併せまして、第2部の方でよろしく申し上げます。

では、続きまして議事次第の5になりますが、畜産物検査現場視察に移りたいと思います。これから、おおよそ90分間ほどお時間をいただきまして、芝浦にございます五十嵐冷蔵物流センターで行われています畜産物検査を視察したいと思います。1階玄関前にマイクロバスをご用意しておりますので、これからご同行よろしく申し上げます。

検討会再開（第二部）

○町田課長補佐 それでは、第1回輸入畜産物検査に関する検討会を再開したいと思います。今ほど五十嵐冷蔵物流センターで現場視察を行って頂きましたが、先ほど動物検疫所から説明がありました動物検疫体制とともに、ご質問等があれば、また後ほどお願いしたいと思います。それでは、課長、よろしくお願いいたします。

動物衛生課長挨拶

○姫田動物衛生課長 専門委員、オブザーバーの皆様には先ほどご挨拶差し上げたのですが、同じことをもう一度申し上げます。基本的には私どもは科学ベースで動物検疫を実施したいところでございます。私どもの課は、いわゆる海外から輸入される畜産物、家畜を紹介する家畜の病気を防ぐということ、そして国内の家畜の病気を防ぐとともに安全な国内畜産物を作っていくことが仕事でございます。

その中で近年、非常に食品に関して、例えばトレサビリティができれば安全である、表示されていれば安全である等と思っておられる方が多々いらっしゃいます。いずれにしても食品の安全、あるいは家畜の疾病の防疫については、科学ベースで行う必要があります。揶揄もすると輸入畜産物を全箱確認しようという議論が出てくるかと思いますが、そういうことではなく、やはり適正な検査体制、そしてサンプリングを行うに当たり、当然リスクは存在するが、それをいかに引き下げるかということを検証して、皆様方にご議論いただき、今後のサンプリングを適切に実施していきたいと考えている次第でございます。そしてひいては、我が国の畜産そして家畜の安全のために、しっかりと公言して参りたいと思っております。熱心なご議論をよろしくお願いいたします。

6. 検討会設置要領について

○町田課長補佐 それでは次の議題に移らせて頂きたいと思います。次の議題、検討会設置要領について私の方から説明いたします。

お手元の資料2になりますが、1枚めくっていただけますでしょうか。輸入畜産物検査

に関する検討会の設置要領とあります。

第1に趣旨でございます。近年、食の安全への関心が高まるなか、今年5月に総務省による輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価、監視の調査結果が公表され、輸入検査の適正化、公正性、中立性の確保等について指摘されています。こうした状況を踏まえ、畜産物等を介した家畜の伝染性疾病の侵入防止について、なお一層の万全を図るため、動物検疫所における輸入畜産物の検疫業務の適正化等を図るべく農林水産省消費・安全局動物衛生課長の検討会として、今回、生物統計、獣医疫学、農業経済、食品安全性等の専門家を委員とする「輸入畜産物検査に関する検討会」以下「検討会」とさせていただきます。を設置、開催するものとしております。

第2に検討事項でございますが、動物検疫所で定めております「畜産物の輸入検査要領について」について、抜き打ち検査における実施割合、現物検査における抽出数量、現物検査における検体の抽出方法について、具体的なサンプリング手法を科学的に検討することといたします。

第3に構成でございますが、検討会は専門委員及びオブザーバーをもって構成しております。オブザーバーにつきましては、その他必要に応じ適当と認められる者に、検討会への出席を求め、その意見を聞くことができます。本日は実状に詳しい伊藤様、吉田様、渡邊様にご出席頂いております。

第4の座長でございますが、検討会には座長及び座長代理を置き、座長は、専門委員の互選により選任し、座長代理は専門委員のうちから座長が指名することといたします。

第5の運営でございますが、検討会の運営については原則、検討会は公開といたします。検討会の資料等は検討会終了後に公開といたします。会議の議事概要については、座長の了解を得た上で公表することとしますが、上記に関わらず個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れる事となる場合等、検討会が必要と判断したときは、検討会を非公開とし、資料等を非公表とすることができることといたします。その他、検討会の事務局につきましては、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所が行うということといたします。

7. 座長選出

○町田課長補佐 それでは議事次第7の座長選出に移らせて頂きます。ただいま説明致し

ました設置要領に基づきまして、畜産物の検査について、これからご議論をいただくわけですが本検討会を進める上で、委員の中から座長を選出いただき検討を進めて頂きたいと思っております。

特段のご意見がないようでございますので、事務局としては眞鍋委員に座長をお願いしたいと考えておりますが皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは座長を眞鍋委員にさせていただくこととし、議事進行を座長をお願いしたいと思います。眞鍋座長、よろしく申し上げます。

○眞鍋専門委員 眞鍋と申します。至らない点が多いかと思いますが、よろしく申し上げます。最初に座長が指名して、座長代理を決めておく必要があります。京都大学の祝前先生をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、祝前先生よろしく申し上げます。

先ほど事務局の方から説明いただきましたように、設置要領に基づき、今日の検討を進めていきたいと思っております。委員の皆様、オブザーバーの皆様、ご協力よろしく申し上げます。

8 (1)

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について

○眞鍋専門委員 議事次第に従いまして、議事次第の8の1、輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について事務局から説明申し上げます。

○町田課長補佐 資料3に基づきまして、輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について概要をご説明したいと思います。

本年5月23日に総務省より厚生労働省及び農林水産省に出されました輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の概要でございます。

行政評価・監視とは、総務省が行う評価活動の一つで行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものでございます。

今回、輸入農畜水産物の安全性の確保等を図る観点から、動物検疫所、植物防疫所及び厚生労働省の検疫所における輸入農畜水産物の検査の実施状況等を総務省が調査いたしました。勧告の中で、動物検疫所に該当するものとして、輸入農畜産物の輸入検査の適正化

ということで4つほど調査結果がございまして、①輸入検査が輸入検査要領に則して適正に行われていない例がある、②調査した動物検疫所のすべてにおいて現物検査のために抽出した検体の抽出数量の記録がない、③書類審査の内容及び結果に対する確認・点検が不十分、④輸入検査の実施方法・内容を検証する仕組みがない、という結果が出されまして、それぞれ勧告として、①畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うこと、②抽出数量を記録する事を明確化し徹底すること、③書類審査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること、④輸入検査の実施方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施することとあります。

動物検疫所の該当部分の二番目として、検査の公平性及び中立性の確保という点から調査結果として、家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官が検査場所へ到着する前に輸入業者等が抽出を行う事が常態化していた、これに対する勧告として、輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底することと勧告されております。

次の調査結果として、輸入畜産物の検査の実施に当たり、事業者が家畜防疫官を検査場所まで社用車で送迎、その中には鉄道・路線バスに移動が可能と思われるものもあり、また事業者の中には、送迎に負担感を持つ者がいるという調査結果が出されまして、勧告として、輸入畜産物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は自らが確保した移動手段の利用を徹底させることと勧告されています。

以上が、輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の概要でございます。

8（2）輸入畜産物検査に関する検討について

○町田課長補佐 それでは引き続きまして、議事次第の8の2、輸入畜産物検査に関する検討について事務局から説明をお願いします。

○林統括検疫管理官 動物検疫所の林でございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。お手元の資料4ですが、資料に入る前に、先ほど町田課長補佐から私ども動物検疫所に対して、総務省から出された勧告についてご説明がありましたが、動物検疫所では、検査検体の自己抽出や現物検査時の移動に関する便宜供与について、すでにしかるべき措置をしておりますが、そういった対応と同時に今回、動物衛生課長から動物検疫の

あり方、また具体的なサンプリング方法について科学的に検討すべきという通知がございまして、それを受けた上で私ども動物検疫所として考えた方向性、方針案をこの場でご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1枚目ですが、現在の輸出国地域別の検査体制の表を付けております。現在の動物検疫体制を簡潔に示したものでございます。

冒頭、田中企画連絡室長から動物検疫の制度について説明がありましたが、輸出国と輸入国の間の二重検疫、つまり輸出国側で検査したものを輸入国側においても再度検査を行って問題がないことを確認することが動物検疫制度の根幹でございます。そして、二国間において約束事すなわち取り決めを行った上で、その条件に基づいて輸入することが動物検疫の重要な部分でございます。

私どもは、二国間の条件、約束事をどのように確認するのかについてですが、輸出国が発行する検疫証明書、いわゆるヘルス・サーティフィケートで確認することが動物検疫の基本作業でございます。

表の方に移りますが、基本的に輸出国がございまして、その中で2つのタイプがございます。家畜伝染病には様々ありますが、その中でも口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラといった国内に侵入した場合に非常に重篤で重大な影響を及ぼす疾病について、きちんと防除すべき家畜衛生体制がしっかりしていない国（発生国・地域）と、それらの発生がなく家畜体制がしっかりしている国（清浄国・地域）の2種類に大きく分類されると考えております。

基本的に、発生国地域に関しては、原則輸入禁止が大前提であり、その国から来る肉、臓器については家畜伝染病が発生している地域から来るものですから、それらの病原体に汚染されている可能性があることから原則輸入禁止、これが発生国地域に対して課せられる条件であります。

清浄国地域については、原則輸入可能となっておりますが、これらについても先ほど申しましたように二国間の約束事、輸出国の証明書の添付を義務づけています。清浄性を確認した上で輸入解禁をしておりますので、輸出国における適切な管理、処理施設の通報、疾病発生時の緊急通報等を衛生条件に盛り込みながら、制度を動かしている状況でございます。

なお、発生国・地域については、先ほど申しましたように輸入禁止ですが、その中でも条件付きで輸入許可しているものがございます。ここに記載しておりますが、加熱、脱骨

等のリスク軽減処置をしたものについては、輸入を許可できるとしております。国際基準の中でも、科学的根拠に基づいて病原体が殺滅されていれば、輸入しなければならないと決められております。そのため、農林水産大臣が加熱施設を指定し、また条件や基準も規定し、そうした条件を満たしたものについては、輸入を認めているところでございます。

では、輸入検疫を実施する場合に、発生国と清浄国でどういった観点で検査を実施し、違反を判断するのかについてお話しすると、双方から送られてきた証明書と現物を照らし合わせ、然るべき物が送られてきているかを確認します。それらを確認できないものについては、証明書との不一致、すなわち輸出国が安全性を確保したものではないという判断のもとで、検査に基づく処置として処分、返送等の措置をとることになります。

もう一点、発生国地域に関しては、条件付きの輸入を認めていますので、その条件が守られていることを確認する作業がもう一つ加わります。「加熱条件の不適合」等が違反の種類に入ってくるかと思えます。家畜防疫官が現物を見まして、加熱不十分と判断がされればサンプリングを行った上で、精密検査に回していくことになります。

次に疾病侵入リスクについて記載しております。ただ単に、大きい、小さいと記載しておりますが、仮に発生国地域で生産された、条件不備いわゆる加熱不十分なものがすり抜けて日本に輸入された場合、病原体が殺滅されてない可能性があるのでリスクが「大きい」と、また清浄国地域については、元々清浄性を確認している国・地域由来であるため、リスクが「小さい」と考えます。そういう観点から、現物検査の目的自体は変わりませんが、何をみて判断していくかという観点が変わってくるかと思えます。

すなわち、発生国地域については、違反いわゆる条件不備のものが入った場合、非常に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、違反品を摘発することが一番重要な目的になるかと思われまます。

片や、清浄国地域については証明書の要求はしますが、物品についてはリスクが小さいということで、輸出国の検疫システムがしっかりと動いているかどうか、システムの検証が第一になるかと考えております。

いずれについても、書類審査については、現状は全申請について実施しており、現物検査の実施率は、発生国地域については全申請について実施しています。清浄国地域については、肉、臓器は申請の60%、ハム、ソーセージ、ベーコンは申請の30%を実施しております。この部分については、平成4年に総務省から、動物検疫所が行う畜産物の輸入検査を円滑化・効率化するよう勧告がありまして、それを受けた形で、現在実施している

ものでございます。

最後にサンプリング数について、これは今回ご検討いただく事項の一つですが、発生国地域、清浄国地域のいずれについても、申請数量の0.5%の一定割合を抽出して見ているというのが現状でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、諸外国の輸入畜産物の検査の概要について、主要先進国をピックアップしてまとめたものが、この表でございます。

まず、左手に日本について書いております。今、お話ししましたとおり、日本では検査の抽出数量について、全申請数の概ね0.5%、最低3梱包を見ることで運用しております。抜き打ち検査については、検査対象は肉、臓器とハム、ソーセージ、ベーコンとに分けまして、それぞれ60%、30%とし、抽出の手法については、無作為抽出を実施しております。

EU、アメリカ、オーストラリアと比較しておりますが、専門委員の先生方におかれましては、青いファイルの方に、この根拠となる文書等を添付しております。

まずEUについて、少々複雑な部分がありますので簡単に説明しますと、お手元の資料に、まず始めにEUの官報を載せております。Council directive (EU指令)といわれているものです。この中の右上にL29/9と記載されていますが、L24/29を開いていただけますでしょうか。これがEUにおける現物検査の要領をまとめている文言でございます。L24/29の中段あたりの両括弧Eのところに書いてありますが、EUの場合は全体の貨物のなかの梱包1%を見ることとなっており、その見る数量については、最小2個、最大10個まで見るよう規定されている部分でございます。これがEU全体の官報、指令になっておりますが、これを受けた上でEUの場合は加盟国がございますので、それら加盟国が国内法に落とし込んで検査を決めていくことになっております。

今回は例として、英国のデフラが出すBIPマニュアルを載せております。BIPマニュアルとは、ボーダーインスペクションポスト、国境検査所のマニュアルであり、我々動物検疫所と言えば畜産物の検査要領になります。

66ページ目に、EUの指令を落とし込んだ英国における国内法が定められています。同じように貨物数の1%を見ますと、最小2個で最大10個と書かれています。同じく、隣のページを見て頂くと分かるかと思いますが、カテゴリ毎に1, 2, 3とありまして、それぞれ豚肉、牛肉について何%、家きん、飼料(ゲーンミート)については50%以上と見るようそれぞれ規定されています。

同じように、アメリカ、オーストラリアについても別添資料の中に載せていますので、御覧いただければと思います。EUは日本と同様に、箱という概念のもとで検査を行っていますが、アメリカについては全体を重量単位で検査を行っていることが特徴であります。

オーストラリアについては、抜き打ち検査において、まず第1段階で100%見て5回問題なければ25%、更に20回やって問題がなければ5%といったように、連続で検査を行い問題がなければ検査を緩めていく仕組みで実施しています。

御覧いただければ分かるかと思いますが、どの国地域においても対象物品を疾病やリスクに応じてカテゴリ分けをし、それらカテゴリ分けした物品のサンプリング数量についてはメリハリを付けて検査を行っていることが分かるかと思います。

一番下の欄のところで、実際に各国の制度を用いて試算をしてみますと、1回当たり20トンの牛肉、本検討会には専門の方も数多くいらっしゃいますのでおわかりかと思いますが、大体1コンテナの中に入ってくる物品の重量が20トンと考えられます。牛肉が1カートン当たり20キログラム梱包であって、各施設から100回輸入した場合の、到着時の現物検査の抽出数を試算したものです。日本は6000箱、EUは2000箱、アメリカは3700箱、オーストラリアについては合計して825箱ということで、数の上において、日本が数量的に劣っているわけではなく、むしろ各国よりも数多くの検査を実施していることがわかっていただけるかと思います。

ただ、私どもが現状、検査を行っている0.5%について、実際には設定されてからかなり長期の時間が経過しております。過去、昭和52年の文書まで遡って調べてみたのですが、その段階でも0.5%という文言が出て参ります。設定時における動物検疫所の限られた人員の中で検査をしていく上で、任意で定められたものだと考えております。今回、科学的検討を行う上で、統計学的手法の中で考えることが私どもの考えでございます。

もう一枚めくっていただけますでしょうか。次にサンプリング手法の比較ということで、2種類のサンプリング手法、サンプリング手法Aとサンプリング手法Bを示しております。私ども検査を行う側が考慮に入れなければならないこととして、サンプリングによって不満足な製品を合格にする危険率、本来通ってはいけない物を合格としてしまう危険率、消費者に対して危害が及ぶということで消費者危険、もう一つは満足な製品を不合格にしてしまう危険率、生産者危険というものがああります。これらを勘案した上で、サンプリング手法を決めなければいけないと聞いております。

実際に私どもが実施している検疫というのは、重大な影響を及ぼす疾病について水際で

検査をしていくわけですから、重大な影響を及ぼすものについては、やはり消費者の視点、観点に立って、違反率を何%以下に、一定水準以下に押さえ込んでいく必要があると考えております。動物検疫の根拠となっております家畜伝染病予防法の目的の部分にも、私たちの業務目的は畜産の振興であるというところがありまして、一義的には私どもの守るものとして国内の家畜、ひいては畜産の安定供給であることから言えば、人が摂取していく食料の安全を守っていかなければならないということになるかと思えます。

サンプリングAとサンプリングBがございますが、違反率を一定水準以下に押さえ込んでいくためには、サンプリング手法Aの方が適していると思われれます。サンプリング手法Bの方は、品質の管理工程が一定水準であることを監視していく、言ってみれば先ほど申し上げました消費者危険、生産者危険の双方のバランスをとりながら、輸出国が生産者となれば生産者側のリスク、また輸入国側のリスク、そういったものを勘案しながら、輸出国のシステムが一定水準であることを監視する目的で実施すると考えております。

サンプリング手法AとBについて、一定水準以下を保証するのか又はそれが一定水準であることを監視していくのが非常に重要な違いになるかと思えます。サンプリング手法Aにつきましては、違反によるリスクが高くて重大な影響を及ぼす物に対して適用するのであって、違反品が摘発されれば、物自体、ロットの合格又は不合格の判断をしていかなければいけません。サンプリング手法Bについては、システム上の問題のなかで、軽微なものと重大なものを考え合わせて判断していく必要があるかと思っております。

冒頭、動物衛生課長の方からお話がありましたが、私どもはリスク管理官庁でありますので、少なくとも現実の世界におきまして、ゼロリスクという概念自体はないことを伝えていかないといけないと思っております。ただ、我々は、力を尽くして検査を行っていますが、私どもの検査が抽出である以上、もし仮にそれが日本に持ち込まれた場合に、家畜伝染病が侵入する危険率が何%以下であると担保する検査を行っていかなければいけないと考えております。

一枚めくっていただくと、輸入畜産物の検査最適化ということで現在の検疫対応を左手に書いております。実際に持ってこられる物品のリスク度合いに応じて、それらが仮に侵入した場合のリスクを勘案しながら、このサンプリング手法A、いわゆる重大な違反を的確に摘発する手法は、やはり我々の検疫の立場においては家畜伝染病の発生国地域に対して適用するべきであり、違反率が一定以下となることを保証し、消費者側の立場に立った制度を組んでいかなければなりません。

次に、サンプリング手法Bでは、先ほど申し上げましたとおり、畜肉を生産する段階において管理体制が正常に動いているかどうかについて監視、モニターしていく役割があるため、これはリスクの少ない国地域に対して適用すべきだと考えております。輸出国の監視体制が一定水準であることを監視できるかという観点で然るべき数を抽出していくことになるかと思われま

す。先ほどのページで言い忘れましたが、サンプリング手法Bを用いた場合、実際には清浄国地域について、ある一定の水準で安全性は担保されていますから、現在実施している抜き打ち検査と同じく、輸入されてくる物について当然書類審査はすべて行いますが現物検査は実施しなくても問題なかろうという判断ができるロット抽出方式が適用できると考えております。当然、そのなかで問題が見つければ対応を考える必要があります。

サンプリング手法AとBを示しましたが、総務省勧告の説明の中でもあったように、少なくとも、これらの前提条件としてサンプリングが無作為でなければならず、無作為に抽出しないと、こういった前提が全部崩れることとなります。現在私どもは、無作為性担保のために何ができるのかということを実践しているところでございます。

次にめくっていただきますと、重要疾病清浄国・地域へのロット抽出方式の適応案ということで、清浄国・地域に対してのロット抽出方式を示しております。まず、清浄国・地域から来る物のリスクは低く、基本的には、問題のない物に問題のない証明書が添付されてきて、それを動物検疫所の方で確認し問題がなければ合格させていきます。

この適用案は、スキップロット抽出方式を若干オーストラリア風に適用しながら、変えていったものであると思っております。それで実際に、ここを見て頂けるとわかるように、現状は品目毎に60%、30%と分けていますが、この適用案では実際に検査していく中において、問題なければ検査頻度を2分の1、4分の1にしていきたいと思います。当然、清浄国で重要疾病の発生があれば、すなわち汚染国地域になるわけですから、検査中止ということになります。ただ、検査する中において、例えば家畜衛生条件に伴う違反、ラベルが剥がれ落ちていた、スタンプが押されていない等の軽微な違反については、違反の頻度に応じて検査頻度を2分の1から全申請検査へ、また問題がなければ2分の1から4分の1にするなど、振り子のように如何様でも動くことができるように考えております。

添付資料を後で見れば分かると思いますが、実は、統計的な手法として、ISO 2859-3に規定されている手法において、連続して提出されるシリーズについて一部

の申請を検査無しに合格とする合否判定の抜き取り検査基準というものが示されております。これは、ISOですから国際基準であり、工業製品の不良品などに適用されるものと聞いております。実際に、こういった部分を清浄国地域に対して適用しても差し支えないのではないかと考えていることが現状の試案でございます。

最後のページになりますが、先ほどサンプリング手法A及びBについて説明した際、一番重要なことは無作為性を担保することだとお話させていただきました。現状におきましては、輸入者、冷蔵倉庫の皆様のご責務と言いますか、ご協力もいただきまして、コンテナから出す際に、品名、個数、その他異常等を動物検疫所に報告していただくシステムを適用しております。実際のところは、冷蔵倉庫の中でも、しっかり報告を出すところもあれば、なかなかご協力いただけないところもありますが、やはりコンプライアンスについてきちりと確認し、それらが守られないところについては厳しく対処していくこともこれから考えていかなければなりません。不正が不安を呼び、何も信じられない状況が世の中を覆っているわけですが、我々は、その不信感を信頼感に変えていくための措置を不正防止策として講じていきたいと思っております。すでに現場の方はご存じだと思いますが、現在実施している二段階抽出方式につきましては、あくまでも輸入数量が多い倉庫について適用しているところでございますので、輸入数量が少なく家畜防疫官が冷蔵庫内に入り指さし方式で指示できるところについては、それが無作為として一番確かですので、その方式を継続していくところでございます。

ただ、今日御覧いただいた東京、その他横浜、川崎、神戸、大阪といった大量の物品が入るところについては、現実的に困難な部分がありますので、無作為を担保するための方法として二段階抽出方式を考え出しました。手順を追って説明しますと、まずコンテナから出された際に、パレットに番号をふっていただきます。何パレットになったかを動物検疫所に報告していただき、その報告内容に基づいて動物検疫所の中でサイコロを転がす、乱数表を使うなどして無作為に何番のパレットを出してくださいと指示を出します。冷蔵倉庫は、その指示を出したパレットを翌日の検査のために準備していただきます。そして、翌日、検査に向いた家畜防疫官が積まれているパレットの中から、さらに無作為に0.5%数量の個数をパレットの中から選択して検査していく手法をとっております。この方法が無作為性を担保できているのかについて、専門の先生方のご意見をいただきたいと考えております。現状として、バラバラに積まれている物品は、流通の関係上パレットに置く段階で同じアイテム毎に仕分けていると聞いています。例えば、抽出に当たっての

考慮すべき事項として、パレット当たりの最大抽出数量を積まれている梱包数の2分の1程度までとすること。また、コンテナのなかには、例えば、豚まん、焼き鳥等、様々な物品が入って輸入されてきます。そういったものが混載されている場合については、それぞれ加工工程が異なる場合がありますので層別に抽出する手法をとりたいと思っております。実際は、まだ不正はできるのではないかとという総務省からの厳しいご意見でございますので、私どもとしては信頼感を更に高めるための措置として、家畜防疫官がパレットの蔵置状況を抜き打ち的に確認する、倉庫業者が遵守すべき事項をSOP等で定めるなど上乗せでやらせていただくことで、私どもの業務が円滑に進むように、ひいては国民の信頼を取り戻していくために、しっかり担保して実施したいと考えております。

長々と申し訳ございません。これが今、私ども動物検疫所が考えておる方向性でございます。

○眞鍋専門委員 どうもありがとうございます。

○吉田動物検疫所長 今、配らせていただきましたが、先ほど御覧いただいた現物検査のデンマークと米国のポークについて、検疫証明書や輸入検査申請書のサンプルを付けさせていただきます。1ロットとはどういうものか、その中からどういうサンプリングをしているかについて、東京出張所長の小野田の方からご説明させていただきたいと思っております。個人情報消したつもりではありましたが漏れがあるようですので、大変恐縮ではございますが、ご説明が終わりましたら、ここに回収させていただきたいと思っております。所長、お願いします。

○眞鍋専門委員 よろしく申し上げます。

○小野田東京出張所長 東京出張所長の小野田でございます。字が小さいですが、実際にこのサイズで我々は書類審査を行っております。

まずはデンマークの方から、基本的にはデンマークとアメリカで同じでございますが、デンマーク豚肉の方でご案内申し上げたいと思っております。輸入しますと輸入検査申請書を動物検疫所に提出しますが、それに輸出検疫証明書を添付して書類審査を行うわけでございます。情報は消しておりますが、仕出国のところにデンマークを書いておりますが、それから、搭載地、荷受人、荷送人とあり記載されており、その下段の種類のところはその物のカテゴリが出ております。この場合、コード番号をふりまして入力されますが、「豚肉」「冷凍」となっています。肉に分類されるものは、豚肉では冷蔵又は冷凍といった二つの分類がございます。あと臓器は、消化器に分類されますが、通常豚肉となりますと、これ

を一つのカテゴリにしますので、これを我々は1ロットと考えております。2ページ目の輸出検疫証明書ですが、先ほどお話に出ましたように、家畜衛生条件により二国間で取り決めておりますので、この記載内容や様式、オフィシャルシールのナンバー、その様式等についても、すべて両国間で決められています。これも非常に字が小さいのですが、現物をそのまま写したものでございますので、このサイズで書類を審査することになります。この証明書についても、タイトル、輸出者、輸入者、それからその物につきまして、細かい字ではありますが、この場合は冷凍豚肉のロインとベリーの2種類が書いてございます。その他、スローターハウス、カッティング、コールドストアといった、と畜場、プロセッシング施設及び倉庫の全てについてリストナンバーが記載されてございます。ロインは388カートンで重量が7986.10キロ、ベリーは927カートンで重量が19780.3キロ。合わせまして1315カートン、正味重量は一番下の欄に記載されていますが26964.40キロとなっています。この1315カートン、26964.40キロの豚肉を一つのロットとして見ております。この1315カートンの0.5%が抽出の対象としております。

○吉田動物検疫所長 この場合の抽出数量はどうなりますか。

○小野田東京出張所長 この場合は7になります。

○吉田動物検疫所長 7個ということですね。

○小野田東京出張所長 7箱になります。3ページ目の証明書には、家畜衛生条件で取り決められた条項が記載されております。最後にデンマークのオフィシャルスタンプとオフィシャルの検査官のサインが入っております。

最後のページは検疫証明書ではございません。B/L (Broading Loading) で、輸送上の関係書類でございます。例えば、どこで荷物を積んだなど様々な情報が記載されております。基本的に、申請書と付随するものは輸出国政府機関の証明書ということになります。

○吉田動物検疫所長 少し手際が悪く申し訳ありません。よろしく申し上げます。

8 (3) 意見交換

○眞鍋専門委員 どうもありがとうございます。これで事務局からの資料の説明は終了ということで、これに関しまして質問がございましたら、その間に、次回の第二回目の検討会の日程調整表を集めていただきたいと思います。資料につきまして何かご質問ご意見が

ありましたら、委員の方あるいはオブザーバーの方ご発言をお願いします。

全体の資料でよろしいですが、特に後半、林統括検疫管理官からご説明いただいた部分についてご質問ありますか。

○祝前専門委員 質問よろしいでしょうか。ランダム抽出する時に乱数表やサイコロを使われると言うことですが、現実そのようにされているのでしょうか。

○林統括検疫管理官 場所によるのですが、サイコロでやっているところも乱数表のところもあると聞いています。サイコロのところは、実際に私も現場を見えています。

○祝前専門委員 後もう一点確認なのですが、今日私も現場を見せていただいて、そこで質問もさせていただいたのですが、総務省の勧告で、数量の記載のことがありました。結局どのようなタイプの違反が起こるのでしょうか。

例えば今日のご説明だと、種類が冷凍豚肉と言うことで中を見られていて、起こっている違反というのは、中に別の肉が混入しているとかであって、パレット全体がおかしいことはおそらくないと思いますが、箱を一つ開けると中が全く別の冷蔵牛肉であるなど、どのような違反が現実には起こっているのでしょうか。

また、正確な不良率はいくつかというのは難しいと思いますが、そのような数がわかる方がサンプリングの問題を考える時に良いのですが、経験則で大体どのくらいかということをご説明下さい。

○林統括検疫管理官 違反の種類については、各所において数多く見ているので一概にこれだというのはありませんが、基本的に私たちは、輸出国が発行した証明書に記されたマークを見ます。例えば、証明書の番号や加工した施設の番号です。その他、物品の中に何が入っているのかを示すラベルがあり、これに基づいて防疫官は中身を見ます。

ラベルが付いてない箱もありますし、押されているスタンプが証明書と異なる番号であったり、箱ラベルと中身の部位が違ったりといった違反があります。それらの中で、一番決定的だったのは米国産牛肉の脊柱でした。これらについて適切に検査していくことが重要だと考えています。

あと、祝前専門委員がおっしゃっていた全体的な不合格の割合ですが、現状調査をしておりますが、今回第一回は方針のみということで資料に付けておりませんが、第二回の検討会ではそのあたりについても資料を揃えてお出ししたいと考えています。

おおよそとしては清浄国と汚染国でかなりばらつきがありますが、コンマ1%程度と考えております。明確な部分については、手元に資料がないのですが、実際は、少なくとも

システムがしっかり動いていて、証明書も処理施設も決まったところから来ますので、違反が多数見つかるということはなく、極めて少ない状況です。

○祝前専門委員 場所ごとに、入ってくるルートの違いや外国からの距離に違いがあると思うのですが、場所によってその違反の0.1%に違いがあるか、ばらつきがあるかについてはいかがでしょうか。

○林統括検疫管理官 場所によって違うと言うならば港によって特徴がございます。例えばこの東京近郊であれば畜肉類が多く入ってきますから、自ずと肉製品に関する違反が多くなります。また博多であれば博多の特長があります。ただ、この品物について違反率が高いというような偏りはないと思います。

○眞鍋専門委員 そのあたりの詳細はまた次回に教えていただくこととして、他に何かございませんか。

○松田専門委員 少し不良率という考えが混乱していると思います。清浄国又はそうでない国から来るロットの不良率は、全ロットに対して違反しているロットが0.1%ということは分かります。ではこのロットを選んで検査して、その中でラベルがはがれているなどの不良率を一体何%に担保したいのかということ、開梱数は0.5%が妥当か、3個が妥当かということになってきます。あの検査で何が分かって、どのくらいの不良率であれば許容して良いのかということは御議論されているのでしょうか。

例えば、ラベルは剥がれていてもかまわないが、中と一致していなかったら困りますよね。では、中と一致していない率が200個ある箱の中に1個あってもいけないとなると、非常に多くの抜き取りをしないとイケないことになります。10%くらい中身が違ってても良いと言うことにはならないと思いますが、そうすると非常に沢山の数を検査しないとイケないということになってしまいますし、その辺の不良率と安全性や品質を議論して初めて0.5%が妥当か、2個が妥当かということが決まると思います。

先ほど見ておきますと、これが口蹄疫の肉であることは分からないですから、となると分かるのは肉が違う、ラベルと合っていない等となると思います。そういう不良をどこまで許容するのかということですが、これは科学的なことではなくて検疫体制と言うことで農林水産省として御議論頂かないと数が決められないと考えます。

○眞鍋専門委員 どうもありがとうございます。資料に関するご質問というよりも専門委員の方々のご意見に移っているようなので、それも含め時間も限られているので、最初に委員の方から、先ほどご説明いただいた特に輸入畜産物検査の検討についてご意見を順次

伺っていきたいと思います。もう質問いただきましたが祝前専門委員いかがですか。

○祝前専門委員 松田専門委員からコメントがありましたが、ごもっともなご意見と思います。説明のところで消費者危険という言い方が出てきましたが、私は消費者危険よりも検出率の話になるかと思っています。それを保証するといった言い方だったと思うのですが、不良品の定義もありますがそれについて今は置いておいて、そうするとサンプリングはできるだけした方が良いという話になってしまうと思います。今、大きく統計的なサンプリングの方法を発生国地域に、清浄国地域につきましてはスキップロットということですが、基本的にその方針については結構と思っています。事前情報として不良率についてお聞きしましたが、確かに、不良の本質をどう把握するのかについては詰めていけないといけないと思います。

○眞鍋専門委員 ありがとうございます。続きまして筒井専門委員お願いします。

○筒井専門委員 2点ほど意見をお話しします。

一つ、どれだけの数を検査するかというのは大事だと思いますが、行監の指摘があったように検査官がきちんと作為的でなく実施できるかということをごだけ確保できるかが重要だと思います。今回見せていただいた限りでは、パレットの数はランダムに行われているようなので、今回の行監の中身がどう言う形で指摘されたのかについてお聞かせください。

もう一点、先ほど不良率について話にありましたが、ここで考えないといけないことは、間違っって入ったことでどれだけ伝染病が入るのかというリスクがバックグラウンドにあるのかということだと思います。ラベルが違ふことでどれだけのリスクがあるのか、物が違ふことでどれだけのリスクがあるのか。その違反のリスクをどこまで考えて、どこまでを本當の違反としてターゲットとするのかについて、考える必要があると思います。

○眞鍋専門委員 ありがとうございます。続きまして樋口専門委員お願いします。

○樋口専門委員 まず抜き打ち検査で60%と30%検査しているということですが、どのように60%、30%を選んでいるのでしょうか。また、これはどういった計算なのか、一年のものに対するものなののでしょうか。

もう一つは、資料4の2ページについて、こちらの試算の値と思うのですが日本は6000で厳しい値となっています。今後はこれを維持しつつ制度方法を変えていくつもりなのか、どのようにお考えでしょうか。

検査について、専門委員の方々がおっしゃったので私が付け足すことはないのですが、

ポイントとなるのは不良率と安全性がどれだけ関係しているのかについて、この辺をきちんと詰めないと最終的な落としどころは見えてこないかなと思います。

○眞鍋専門委員 質問に答えていただいた方がよろしいですね。

○林統括検疫管理官 樋口専門委員のご質問についてですが、60%と30%については動物検疫所のANIPASというシステムにおいて、申請が上がった段階で、例えばデンマークからの豚肉が来たということであれば清浄国からの豚肉になりますので、それらは申請の母集団の中からシステム上で60%を自動的にふり出されるようになっています。

○樋口専門委員 十分にランダム性が確保されるのですか。

○林統括検疫管理官 システムなので確保されています。

厳しさについてですが、あくまでもこの試算は当方の観点で試算したもので、これが一概に日本が厳しいということではありませんが、少なくとも到達点としては、現状の清浄国も汚染国も0.5%という一律の割合で行っているものをリスクの多い少ないに応じてメリハリを付けて、リスクの高いものについて重点的に見ていく。リスクの少ないものについては軽くしていく。現状の検疫体制を緩めると言うことではなくて適切な形にしていきたいと考えております。

行監の指摘につきましては、畜産物の輸入検査の数量について検査要領では0.5%と規定されていますが、その部分を的確に実施していくよう指摘を受けています。

○姫田動物衛生課長 行監の指摘については、今回、指摘後に現在の形にしています。指摘前は業者に事前に3箱ならば3箱用意させておいて机に並べさせて、それを開梱検査していました。それは業者が全部自分たちで選べると言うことで指摘を受け、現在のスタイルに変えたということでした。

○眞鍋専門委員 業者というのは冷蔵倉庫と言う意味合いでしょうか。

○姫田動物衛生課長 そうです。

○吉田オブザーバー 無作為性について皆さんがどのように考えられているか分かりませんが、特に選んで輸入者から指定されたということありません。あくまでも私どもは無作為で抽出していますということをお伝えしたいです。

○姫田動物衛生課長 言葉が悪いですが、冷蔵倉庫ですので利害関係がない方であるということは事実です。ただ、おそらく奥の方から選ばれるということはないと思います。当然手前の方からということがあるのではないかと考えています。

○吉田動物検疫所長 そのあたりについては総務省にもご説明しました。作為が入る余地

がないことを申し上げたのですが、なかなか納得していただけなかったということです。

○眞鍋専門委員 続いて松田専門委員、よろしいでしょうか。

○松田専門委員 はい。

○眞鍋専門委員 そうしましたら山村専門委員どうぞ。

○山村専門委員 今回新しい検疫対応の検討方向と言うことで新しい検査方法案が書かれていますが、概ね妥当な方向ではないかと思えます。

それから、無作為性の問題について、サンプリング法を構築する方からすると性悪説にたって考えないといけません。善人ばかりではなく、いかなる悪人でも悪いことができないという形に持って行くのが大事であると考えます。今日現場を見せていただきましたが、見る限りはそういった抜け道がないようにきちんと行われていると思えました。

サンプリング手法AとBの方向性ですが、具体的に決めるとなると定量的にどのくらいのレベルに保つのかということになります。先ほど松田専門委員からもご意見がありましたが、計数検査の場合には何を不良と判断するかについて決めないといけません。またその不良率をどのくらいの確率で検出するのか、この2つを決めないといけません。

まず一つ問題となるのは、何を不良とするのか。何%以上の混入率を不良とするのか。これについてはこれから議論をしていかないといけないのですが、私、以前に植物検疫の方でサンプリング法の構築に参加する機会がございました。その時に一番厳しいものでは、0.1%を超えるものは検出するということでした。海外の条件を見ましても大体0.1%が多い気がします。なぜだかは分かりません。その辺が最終ラインで、それより厳しいものは植物検疫では全数検査がありますが、サンプリング検査の場合には0.1%か、もう少し大きくするのかというレベルのものかと思っています。

あと不良品をどういう率で検出するのかというのをもう一つ決めないといけません。例えばISOとかJISでは消費者危険率は10%としています。植物検疫ではこれを5%にしています。やはり5%の方が消費者に理解されやすいだろうという配慮があり厳しくしています。一般的に統計検査をする場合に5%をよく使うのですが、そういうのもあって10%より理解されやすいということで使っています。何%にするのかについても、また議論しないとけないと思います。以上です。

○眞鍋専門委員 ありがとうございます。続きましてオブザーバーの皆様方からもお考えをお尋ねしたいと思います。初めに伊藤オブザーバーお願いします。

○伊藤オブザーバー 今日現場を見ていただきまして、冷蔵庫側の主張としてしっかり実

施していますとお答えしたように、我々は協力しながら、しっかり行っているつもりです。

ただ現場を見ていただいて十分お分かりのように、かなり手間がかかっておりまして、そういった意味で、この辺の手間と費用の負担も難しく、荷主さんにご請求するのも難しい状況もありますので、なるべくなら手間のかからない方法が本当は有り難いです。奥から取り出す場合には半日一人が付きっきりということになりますので、できれば負担が少なくなればと思います。他のことに関しては特に意見はありません。

○眞鍋専門委員 続きまして、吉田様お願いします。

○吉田オブザーバー 無作為性についてこの文章を読んだ中で少し違うというようなこともありましたので先ほどお伝えしたのですが、今、伊藤オブザーバーが言われたように、倉庫側としてはかなり煩雑な状況であり、現場の状況も皆さんも回られて危ないという状況を分かっていたと思います、なるべく作業が効率よく行われるようにしていただきたいです。

また料金について、かなり手間がかかり、検査の数量が多ければ多いほど、時間や人を取られますので、その分、現場の状況としてはかなり厳しいことになります。なるべく簡単な方法を見つけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○眞鍋専門委員 最後になりますが、渡邊オブザーバーお願いします。

○渡邊オブザーバー 専門委員の方々がご意見されていたことをまた繰り返すことになるかと思いますが、まずその検査数をどのくらいに決めるのかという策定に当たっては、不良の定義と不良率をどのくらいに設定するかが第一のスタートになると思います。当然検査内容が計数型で始まるわけですから、それを前提とすることが必要かと思います。

今日現場を見せていただいて、現実的かどうか分からないのですが、パレットに分けてコンテナをばらしていく時に、そのばらし方によっては標本を採るときの代表性が失われてしまいます。例えばパレットに積むコンテナですが、EUではアイテムと言いますが、アイテムの数を決めると言うことが必要になってくるかと考えます。あるいは作業として倉庫業者さんの手間等を削減するのであればパレットに積む段階でランダムにアイテムを抜いていってはいかがかなと思います。やり方としては同じ、結果としては同じということになると思うので、そのような作業補佐も考えて良いかなと感じました。

○眞鍋専門委員 どうもありがとうございます。こういった会で座長が意見を言わない方が本当は良いと思いますが、人も金も無限にあるのであれば全て開けてチェックすることは非常にシンプルな方法だと思いますが、非常にたくさんのもを輸入していて、なおか

つ業者の方もいて、そのバランスの中でどうしていくのかについて知恵を絞ることになると思います。

今日この会が始まる前から含めて説明いただきまして、元々、検疫は家畜の疾病を日本に持ち込まないということで出来ているものですが、それに近年不幸なことと言うか、食品の安全が重なってきて、そういう意味で、先ほど専門委員の方々がおっしゃっているように、どういう問題をチェックすべきかに拮がっていると思われまます。

例えば、口蹄疫だけを止めれば良いと言うことになると、話は非常にシンプルになっていくと思いますが、そうではなく輸入された食肉の品質はどうかということも入ってくるので、実は少し複雑な面があります。行監の結果でランダムに採っているのかということ指摘されていますし、そこを完璧にやろうとすると、先ほどオブザーバーの方もおっしゃっていたように非常に大変なことになります。

現在行われている方法は当初行われていた方法よりずいぶん改善されていると思うのですが、実際現場で色々負担が大きくなって無理が発生すると、つい手抜きをしてしまいます。そうするとルール違反が出てくることになります。

一方、統計学的にこのくらいの数を検査すれば十分問題ないだろうということがある程度決まってくるので、例えばパッケージの数ではなく国によっては重さで、重さとして例えば20キロのうち何個するというような若干の議論が必要かなということが座長でなくて個人的な感想です。やはりパック数はとんでもない数になりますので、例えば資料4の2ページ目に、1回あたりの20トンの牛肉1カートンが200個ということで計算していくと200万個位になります。そういうものすごい数の中で0.5%を抽出するというような、今実施している方法で永続的にできるかどうかとも若干考慮しながら、適切な方法に改善を加えて必要があるのかと思いますがいかがでしょうか。

○姫田動物衛生課長 かなりありがたいお言葉を頂いているのですが、基本的にわがままなことを申し上げております。

まず、家畜防疫官の数は最初にご報告したとおり370人くらいで毎年増やしては頂いているのですが、無尽蔵に増やすのかということとそういうことではありません。

もう一つは冷蔵倉庫の方からご意見としてありましたが、経済として動いているのでそれを敢えて止めるのはどうかということがあります。リスクをいかに下げるのかということが一つと、単に6000箱の開梱数を効果的に減らしたいということもあります。当然6000箱を開けるのではなく、多少手間はかかるかもしれませんが、精度を上げながら

開梱数は減らせれば良いと思っています。

一つは、今回のスキップロットという考え方を入っていますが、清浄国からの場合はかなり落とせるのではないかと、そして汚染国からの場合はしっかりと実施したいと考えております。それも統計学的に意味のある形で実施したい、ですから無尽蔵に開ければいいのではないかとということではなくて、リスクも下げたい、開梱数も下げたいということをお願いしているところです。

○眞鍋専門委員 実際に動物検疫の現場のご意見としてはいかがでしょうか。

○吉田動物検疫所長 動物検疫は、今回見ていただいた現物検査だけで成り立っているわけではなく、相手国に色々な条件を課してそれを守っていただいて、ものが到着して証明書にそれが盛り込まれているわけです。その通りであれば、後はよろしいということになるかと思いますが、必ずしもそういうことばかりではありませんので、こちらでも確認させていただくこととし、その手段として、現物検査さらに精密検査を実施することになるかと思っています。

例えば汚染国からの加熱処理については、時には加熱不十分も出てくる場合がありますが、そうなりますと悪性伝染病が発生のおそれがある所で加熱が不十分であるということで、リスクは相当あるのではないかと考えております。清浄国になりますと、清浄国由来であるということが担保できるのであれば、口蹄疫などの特定の疾病についてはそれほど心配いらぬのではないかと考えています。

実際の検査件数が多くなってきた中で、冷蔵庫の方々等にも協力していただいております。特にこちらとしては作為が入るとは思っていませんでしたが、確かに客観的に見ればよろしくないと言われて、また新聞には、業者さんが用意したものをみただけというような印象で取られるような書かれ方をされてしまったこともありまして、そこは真摯に受け止めて見直しをしなければいけません。

ただ、現実あのような現場でもありますし、私ども職員にも限りがありますので、そこも考慮した上でかつ科学的に、確かに動物衛生課長が申し上げたような非常に欲張った要求ですが、そういう方法を確立していただければ良いと考えています。

○眞鍋専門委員 今回提案いただいた、資料4の輸入畜産物検査に関する検討についてにありますが従来の方法を変えた方法について、統計学の専門の委員の方のご意見はございますか。

○山村専門委員 方向性としてはうまく考えられていると思います。一点だけ、一般的に

サンプリング数というのは2段抽出ではなく全体からランダムに抽出することを前提に式が作られていて、今回提出されているものもそういった形になると思うのですが、そういった場合に2段抽出方式を正確に反映したサンプル数はどうかというと、実際にはサンプル数はもう少し多くなると思います。ただその理論は大変複雑でして、定量値の場合にはそのサンプル法がありますが、マルかバツかという定性値の場合には、おそらく知る限りではきちんとしたものがありません。統計学者がさぼっているというわけでもありませんが事実上難しいです。一般的にはランダム抽出のサンプル数で、違いも勘案しながらうまく運用すると言うやり方が、実際に仕方がないのではないかと思います。

○眞鍋専門委員 この方法は現状の人・物・金の労力などを考えて工夫されていると思いますが、例えば、外国に対して何故こんなことを行うのかと説明する際、オールマイティな方法はありませんが、CODEX のようにある程度国が合意している方法があります。それと比較すると大きく矛盾はないのでしょうか。

○林統括検疫管理官 基本的に今回サンプリング手法のAとBという形でお出ししていますが、Aについては家畜衛生でも通常良く用いられていまして、ある群の中に有病率何%のものがあつた場合にサーベイランス検査をして95%の信頼限界で見るという、ゼロであることをもって群自体の有病率が何%以下であるという、いわゆる国際的に家畜衛生の世界でも適用されているものを想定してサンプリングAとしています。

またサンプリングBについて、若干述べましたがこれも国際的な基準でありますISOの基準から取りましたスキップロット方式自体もそうですし、サンプリング数についても第2回の検討になりますがISOということ国際基準を適用しています。各国、EUにしてもアメリカにしてもオーストラリアにしても、基準そのものを適用して行っている国はなく、各国の情勢に応じて人・物・金に応じ変えているところはあると思いますので、基本的原則としてその考えの中で実施していきたいと考えております。

○松田専門委員 CODEX サンプリング部会で、サンプリングガイドラインが出ています。ところが2段抽出方式はそこにはないということと、AQLやLQなどが定められていて数表が沢山出ているので、AQLを定めることができれば自動的にCODEXに準拠したロットのアイテム数が出てくるということになると思います。そうしますと、どのくらいの信頼率とどのくらいの不良率を定めるかというところにまた戻ってきてしまいます。

ガイドラインはすぐ手に入るので、それを見るとロットが2000箱であればどのくらいということが出てくると思います。それに則っていれば各国から非常に厳しいことは言

われないと思います。

○眞鍋専門委員 細かいことですが、今日見せていただいて、箱というと20キロの物から非常に小さい物までばらつきもあります。実際箱の数でチェックするのが妥当なのか、ある程度重さとしてももう少し大きいロットと考えるのか、その辺をもう少し検討が必要かと思えます。

そうしないとやたら仕事の量が増えて、結果として本質的な信頼率が上がるということではなくて作業量が増える、その結果それを1年2年続けているとどこかに手抜きが出てきて結果的にマイナスになる可能性があると思えます。そのあたり、またちょっと現場の方達でももう少し考えていただけたらと思うのですがどうでしょうか。

○林統括検疫管理官 資料の中にCODEXのサンプリングの手法と残留農薬に関する部分も加えさせていただいていますのでご覧下さい。後、眞鍋先生から頂いた部分についても、私どもの中で箱という概念、これまでずっと0.5%最低3梱包という梱包という考えの中にいましたので、そこについても同じ大きさの物ばかりではないので、そういった部分が重要という観点、米国はそれを適用して12ポンドと換算していますが、そういったことも踏まえながら行っていきたいと考えています。

○田中企画連絡室長 実際の検査検体の抽出方法について、パレットによる二段階抽出方式を行っているのご説明をしていますが、検査件数が少ないところについては指さしでパレットを出すよう指示しています。その後、フォークリフトが指示したパレットを検査場所に運んでいく。これは検査件数が少ないところについては可能なのですが、多くなってくると広さの問題、手間の問題、時間の問題などが様々なところに影響します。二段階抽出方式は、まさに人・時間が有限という中で考え出した手法ということになりますので、この辺のところを検討の中でご配慮いただければと考えております。

○樋口専門委員 検査コストのことで質問があります。普通、受益者、この検査によってメリットを受ける者が費用を負担すれば良いのではないかと考えるのが単純な話です。今日倉庫協会から来ていらっしゃるが、さらに人材や時間に負担が増えるのであれば、それは倉庫業者の方で負担するしかないという構造になっているのでしょうか。

○吉田オブザーバー 基本的に、冷蔵倉庫が輸入者に対して請求できれば良いのですが、なかなか厳しい現状の中で請求ができるかできないかというところも出てきています。同じ冷蔵倉庫の中でも請求されているところもあるようですが、現状ではなかなか動物検疫の検査に対する請求はできていない状況でございます。

冷蔵倉庫と輸入者で話をすれば良いのではないかという話になりますが、現状はなかなか難しいです。ある意味サービスのようになっていて請求できていないというところがありますので、難しいところです。

○筒井専門委員 私は家畜衛生から参加させていただいているものですから、リスクという考え方からすると、ここで対象にするのは重要疾病ということになります。実際にBSEが出たときに検査を強化しなさいと言うような形で、リスクへの対応が行われたのですが、疾病の重要度の考え方についてと、もう一つは、実際に重要疾病として口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラということですが、例えばBSEはこの中でどのように扱っていくのか。

一般消費者、世間に対して、この疾病については他のものと一緒に今回の取組みの中でやっていますというのか、予め別の措置を講ずる仕組みを持っているのかについて、どのようにお考えなのでしょう。

○姫田動物衛生課長 BSEについては、現在の考え方としてBSE発生国からは輸入しないという考えをとっています。特に、アメリカ・カナダについては発生国であります、一定の条件いわゆる特定危険部位を取り除くことと、20ヶ月齢以下を担保することで輸入しているので、アメリカ・カナダについてはこのレベルではなくて遙かに高いレベルで抽出検査を行っています。ですから今回BSEについて言うと、この御議論から外していただいて良いのかなと考えています。

○眞鍋専門委員 他にご意見ありますでしょうか。

ずいぶん有意義なご意見を頂いたと思います。今日概ね予定していた時間、まだ数分時間がありますが、数分引き延ばすともっと延びてしまうといけませんので、次回の開催につきましては、今回すぐに回答いただけないコメントもありましたので、次回までに資料を色々と用意していただいて、あるいは教えていただきたいと思います。次回の開催について事務局から説明をお願いします。

○林統括検疫管理官 今回、専門委員またオブザーバーの方々、非常に貴重なご意見を頂いたと思っております。私どもとしても不良品の定義また不良率、pの値だと思っております、そういったものをどこに設定するのかというのは、非常に悩ましい問題であることは事実であります。ただ、概ね皆様に方向性についてご了解いただいたということをもって、次回については具体的に畜産物検査を実施する際の抽出数量、数を入れ込んだ形で専門委員またオブザーバーの方々に方向性を提案したいと考えております。中でまた不明な点がありましたら、お話を聞きする部分もあると思いますがよろしくをお願いします。

今回の開催日につきましては事前にお配りしておりました予定の中で、専門委員の先生方、オブザーバーの方の意見をお聞きしましたが、今回は今のところ12月16日か24日と考えております。24日はクリスマスイブで、年押し迫ってお忙しい時期でもあると思いますが、中には若干1ヶ月先のご予定が未確定なこともありますので、一応仮おきとさせていただきます、この後調整した上で日にち時間を設定したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。16日午後ということで仮おきさせていただきます。

○眞鍋専門委員 若い頃でしたのですが、24日も色々予定が入ったのですが、今は全く予定がなくて残念です。

9 動物検疫所長挨拶

○林統括検疫管理官 場所の方もまた後日ご連絡させていただきます。最後に私ども動物検疫所長からご挨拶させていただきます。

○吉田動物検疫所長 本日はお忙しいなか誠にありがとうございました。また、今日は寒い日だったのですが、さらに寒い現場を見ていただいてありがとうございました。先ほど申しましたようにかなりの制約がある中での欲張ったお願ひを先生方にしておりまして大変心苦しく思っております。皆さん科学の専門家の方々にお集まりいただきながら、実は人、物、金の制約があるなどと申し上げて申し訳ないところがあります。次回までに、いただいたご意見を取りまとめまして、また資料を用意しまして御議論を頂きたいと思っております。その際にまた私どもの現場のことなども申し上げさせていただきますが、何卒よろしくお願ひしたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

閉会